

令和4年3月1日

茨城県東海地区環境放射線監視委員会
委員長 殿

企画部会長 堀江 英夫

茨城県東海地区環境放射線監視委員会の運営方法の改定について

県東海地区環境放射線監視委員会については、毎年度2回（8月、2月頃）開催し、県環境放射線監視計画に基づき実施した監視結果について検討評価を行い、その結果を公表しているところです。

今般、監視結果に係る積極的な情報発信並びに監視委員会の効果的な運営の観点から、監視委員会の運営方法を以下のとおり改めることについて検討しましたのでご報告いたします。

記

1 変更内容

(1) 監視データの公表頻度の増加

監視結果に関する県民への迅速な情報発信と情報提供機会の拡大の観点から、監視データの公表を年2回から4回に増やす（年4回の評価部会開催後、速やかに公表）。

(2) 監視委員会の開催回数

これまで監視データの公表は、年2回の監視委員会の場において行ってきたが、(1)に伴い、公表回数が増えることから、定期的で開催する監視委員会はこれまでの年2回から年1回に変更する。

ただし、原子力施設から放射性物質の異常な放出が確認されるなどし、周辺環境に影響を及ぼす、又はそのおそれがあると評価部会が認めたときは、委員長は臨時に監視委員会を開催するものとする。

2 要項の改定

上記1（2）の変更に伴い、要項の関連箇所を改定する。

【改定箇所】 「茨城県東海地区環境放射線監視委員会要項」抜粋

現状	改正案
第7 会議 1. 委員会の会議 (1)～(4) (略) (5) 委員会は、毎年 <u>2回</u> 開催するものとする。 ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。	第7 会議 1. 委員会の会議 (1)～(4) (略) (5) 委員会は、毎年 <u>1回</u> 開催するものとする。 ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

3 適用時期

令和4年 月 日から適用。